

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進

この計画の推進にあたっては、すべての市民が障がいと障がいのある人に対する理解を深めるとともに、行政はもとより、障がいのある人、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、お互いに連携し、協力して施策を展開することを基本とします。

また、当事者団体、サービス事業者、ボランティアグループなど、関係機関・団体と協働して、計画の推進を図ります。

特に、施策の推進にあたっては、障がいのある人の意見の反映やニーズに配慮しながら進めます。

### 2 庁内推進体制の整備

本計画に掲げた施策は、教育、労働、保健、医療、生活環境など、幅広い分野にわたるとともに、障がいのある人、それぞれのライフスタイルに合わせた一貫した支援が必要なことから、庁内関係部局が連携して総合的かつ一体的に施策を着実に推進していく必要があります。

そのため、庁内関係部局からなる連絡会を設置し、計画の推進状況の確認や推進方策に関する意見を求めながら、総合的な取り組みを進めます。

### 3 計画の進行管理

障害者計画の中間年及び障害福祉計画の最終年の平成 23 年度、並びに障害者計画の計画期間の最終年にあたる平成 25 年度に学識経験者、当事者団体、市など関係行政機関の代表などで構成する委員会を設置し、進捗状況の点検及び評価を行います。

また、当事者団体、サービス事業者、行政関係機関等の代表等で構成する「丹南地区障害児・者自立支援協議会」においても、年度ごとに計画の進捗状況を報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。